

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岸和田市

2 構造改革特別区域の名称

市立桜台保育所給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

岸和田中部地域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 人口

令和6年10月1日現在の岸和田市(以下「本市」という。)の住民基本台帳人口は184,410人(男87,257人、女97,153人)で、前年より1,601人、0.8%減少し、22年連続して人口減となっている。

(2) 出生数

本市の出生数は、平成以降も徐々に減少していたが、令和6年度の出生数は1200人と、前年より45人、3.7%増となっている。

(3) 世帯数

令和6年10月1日現在の世帯数は81,146世帯で、前年より637世帯、0.8%増加した。世帯人口を世帯数で割り、1世帯当たりの平均人員を求めるとき、2.27人/世帯で、前年の2.31人/世帯と比べて0.04人減少しており、本市においても世帯規模の縮小化が進んでいる状況である。

○人口、出生数、世帯数等の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口(人)	190,658	188,815	187,283	186,011	184,410
就学前児童数	児童数(人)	8,793	8,582	8,335	8,201
	構成比(%)	4.61	4.55	4.45	4.41
保育所等の需要	申込者数(人)	4,454	4,412	4,341	4,378
	受入れ枠(人)	4,140	4,140	4,140	4,292
	需要率(%)	47.08	48.24	49.67	52.34
出生数(人)	1,375	1,291	1,237	1,155	1,200
世帯数(戸)	79,073	79,272	79,856	80,509	81,146
1世帯当たりの人口(人)	2.41	2.38	2.35	2.31	2.27

※数値は各年10月1日時点

(4) 保育需要の増加

就学前児童数は昭和 50 年の 19,671 人をピークに、全体的に減少傾向にあるが、共働き世帯の増加等により、保育需要は増加しており、今後も増加していくものと思われる。

(5) 市立保育所及び市立幼稚園の再編

本市では、保育需要の増加に加え、幼稚園の定員割れ、保育所及び幼稚園の園舎の老朽化の問題を抱えており、これらを解消するため、「岸和田市立幼稚園及び保育園所再編方針」を令和2年度に策定、再編方針に基づく「岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画(中期計画)」を令和4年度に策定した。

5 構造改革特別区域計画の意義

「岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画(中期計画)」では、岸和田中部地域にある市立桜台保育所と市立光明幼稚園を統合し、改修後の市立桜台保育所を(仮称)市立桜台・光明認定こども園として開園することとしている。

この改修には給食室の全面改修が含まれており、工事期間中(令和 8 年度)は厨房設備が使用できなくなるため、3 歳未満児(0~2 歳児)の自園調理による給食提供が出来ない期間が生じる。

特区認定が取得できれば、3 歳未満児にも外部搬入の給食を提供できるようになり、大規模改修工事を円滑に進められるだけでなく、より安心・安全な保育環境を整えることが可能となる。また、保護者の就労保障に資するものと考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

この事業を実施することで、市立桜台保育所の給食室内の環境が改善され、より質の高い作業が可能となるため、次のとおり目標を設定し、その促進を図る。

- ① 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。
- ② 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。
- ③ 乳幼児期から豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなどの食育を推進する。
- ④ 設備の改修や乾式化などにより、省資源・省エネルギーに努める。
- ⑤ 地元業者からの食材調達を推進し、地域の活性化に貢献する。

7 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別 紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の認認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

市立桜台保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

2026(令和8)年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業の主体

岸和田市

(2) 事業の区域

岸和田中部地域

(3) 事業の実施時期

2026(令和8)年4月1日から 2027(令和 9)年3月 31 日

(4) 事業の内容

市立桜台保育所を認定こども園として改修するため、改修工事の期間中に給食の外部搬入を行う。外部搬入は、市立幼稚園で弁当を搬入の実績のある業者に委託する計画である。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所への給食の外部搬入の実施について

公立保育所への給食の外部搬入を実施するにあたって、「保育所における食事の提供について」(平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号)を遵守する。

(2) 調理区画として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

外部搬入時にも加熱及び保存が行えるように以下の設備を設ける。

主な調理設備 ガスコンロまたは電磁調理器、冷凍冷蔵庫

(3) 調理区画の防火対策について

調理場は、適切な防火・防災警備を実施する。また、消防用設備等維持管理は、業者による定期点検を実施する。

火災等の緊急時には、設置している消火器を使って初期消火に努めるとともに、出火発見者は所長に報告する。報告を受けた所長は子育て施設課に連絡するとともに、消防署への通報・連絡を行い適切な初期対応をとる。

(4) 食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることについて

市立幼稚園で提供されているお弁当と同様のものを予定している。

3歳未満児は昼食1回、おやつ2回(午前10時・午後3時)、3歳以上児は昼食1回、おやつ1回(午後3時)を提供する。

アレルギー児については、医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、個々の子どものアレルギーについて適切に把握し、保護者、保育士、看護師、委託業者の連携のもと除去食または代替食で対応する。「保育所におけるアレルギーガイドライン(厚生労働省)」等

を活用し、保育所全体として適切に対応する。

(5) 保育所の食事に対する管理体制について

食事の提供の責任は市立保育所にあり、管理者は栄養面、衛生面について以下のとおり必要な注意を果たし得る体制を整える。

栄養面では、委託業者が毎月の基本給食献立を作成後、市管理栄養士、保育士等が確認したものと保護者に情報提供する。

アレルギー児には誤食がないよう、アレルギーの内容に応じた別献立よりきめ細やかな対応を行い、献立内容については保育所内及び子育て施設課管理栄養士、保護者で情報共有する。また、給食到着後および喫食直前に個別のアレルギーに対応している献立か確認し、誤食事故を未然に防ぐよう対策を実施する。

衛生面では、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいて調理を行う。

(6) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守することについて

「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)に基づき、次の点に留意して、外部搬入を行う場合の衛生基準や調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。

- ① 調理方式は給食調理場から各保育所までの配送にかかる所要時間は20~25分程度であるためクックサーブとする。
- ② HACCP(危害分析重要管理点)の概念に基づく衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日衛食第85号)に定められた重要管理事項のほか重要管理点を定めて必要な衛生管理を行う。
- ③ 食事の運搬及び保管については、1食分ずつ洗浄消毒が容易な構造の清潔な弁当箱を用いることとし、「仕出し弁当のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」(一般社団法人日本弁当サービス協会)を基に温度管理をして、盛り付け後4時間以内に喫食するよう保存・運搬を行う。
- ④ 検食については、配送前に給食調理場において、異物の混入の有無・異臭・異味・その他異常の有無、加熱・冷却の状況などの確認を行い、保育所においても実施する。
- ⑤ 給食の外部搬入における児童の様子や衛生状態の把握のため、市管理栄養士が定期的に保育所を訪問して、衛生管理に努める。

(7) 必要な栄養素量の給与、食を通じた子どもの健全育成(食育)を図ることについて

栄養素量を確保するとともに、発育・発達過程に応じて給食の提供に努める。

給食調理場から調理後速やかに洗浄消毒した容器を利用し、専用ケースにて下記配送計画に基づいて、1台の専用の配送車を使用して配送する。保育所までの所要時間は、20~25分程度である。

年齢に応じたクッキング活動、栄養指導等により、食材を身近に感じ興味を持たせるよう努める。

【市立桜台保育所の概要】

- 1 定員 150名(令和7.7.1現在)
- 2 給食を提供する児童数 124名(令和7.7.1現在)
- 3 調理区画の面積 50. 5m²(外部搬入方式が実施される時点)
- 4 調理設備・器具 電磁調理器、冷凍冷蔵庫(外部搬入方式が実施される時点)
- 5 食事等提供方法(外部搬入方式が実施される時点)
 - ① 午前おやつ 市販のおやつ、または果物を提供
 - ② 昼食 午前 10 時 30 分 弁当到着、配膳まで冷蔵庫・涼しい場所にて保管
午前 11 時 05 分 配膳開始
午前 11 時 15 分 昼食喫食
午前 12 時 00 分 昼食終了・片付け
午後 2 時 00 分 弁当箱回収
 - ③ 午後 3 時おやつ 市販のおやつを提供